

平成25年（行ウ）第5号

島根原子力発電所3号機原子炉設置変更許可処分無効確認等請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 国

平成25年（ワ）第84号

島根原子力発電所3号機運転差止請求事件

原告 井口隆史 外427名

被告 中国電力株式会社

準備書面（8）

避難計画

2015年6月22日

松江地方裁判所 民事部 合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 妻 波 俊 一 郎

同 安 田 壽 朗

同 岡 崎 由 美 子

同 水 野 彰 子

外

目次

第1 はじめに

1

2

第2 安全規制に欠かせない離隔要件及び避難計画

1 はじめに

2 原子炉と周辺住民との離隔要件措置について

3 地域住民の避難等に関する緊急時計画について

- 4 世界的にみれば、原子力発電所の設置・運転の許認可の要件のひとつに、立地（サイト）審査、緊急時計画の策定とが求められている。

5 まとめ

第3 島根原発「避難計画」の不備・実現困難性

1 避難計画についての日本での位置づけ

(2) 事故想定

(3) 広域避難計画の検証

① 無用な被曝を強いる自家用車による避難

② 避難時間シミュレーションから推測される問題

③ 鳥取県における避難計画の問題点

(4) 汚染を拡大させる規制庁による手抜きスクリーニング指示

(5) 避難先指定の違法性

(6) 30キロ圏外の対策

(7) 安全協定の問題

第4 結論

第1 はじめに

- 1 福島第1原発事故を経て、それまでの「安全神話」は脆くも崩れ去り、国民は、原子力発電は万が一の重大事故を引き起こす危険性が現実のものとしてあること、その場合、大量の放射性物質が拡散し、ありとあらゆるものを汚染し、多くの住民が被ばくを強要され、これから逃れるために避難生活を余儀なくされ、最終的には、故郷と生活基盤を根こそぎ奪われることを理解した。そして、このような事故は今後も起こりうるであろうと危惧している。

一方、福島第1原発事故後、国は原子炉等規制法を一部改正し、原子力規制委員会の新規制基準では、設置許可の基準に過酷事故（シビアアクシデント）対策を含めることとなった（炉等規制法第43条の3の6）。しかし、シビアアクシデントが生じ、原子力発電所の外部に放射性物質が拡散するという事態が生じた場合の住民の被爆・被害を避けるための緊急時対策（深層防護の第5層）を、許可の要件としなかった。

- 2 「深層防護の第5層」（＝緊急時計画）を許認可要件にかからしめるのは、IAEAやアメリカ、イギリス等の世界の原子力規制制度においては、当然の前提であり、ある意味、世界基準である。

そこで、本準備書面は、第1に、深層防護の第5層にあたる緊急時対応を許認可要件にかからしめるのが、「世界基準」であることを明らかにし、我が国において、今後も仮に原子力発電所の運転を認めるのであれば、最低限、重大事故が起こることを前提に、原子力発電所は、周辺住民に放射線被害を及ぼさない場所に設置されるべきであること（立地＝「離隔要件」）、かつ、設置する以上は、住民の健康と財

産を守る最後の砦として、万が一の場合重大事故が生じた場合の周辺住民を確実に安全に避難させるための「実効性ある避難計画」が策定されなければならないことを述べる。

そして、島根県及び鳥取県における防災計画・避難計画が住民の安全を守るものであるのかを検討し、結論として現行の「広域避難計画」は住民の安全を守るどころか被曝を強いるものであること、並びに、そもそも「実効性ある避難計画」を策定すること自体が非現実的で、不可能であることを明らかにするものである。

第2 「離隔要件」及び「実効性ある避難計画」

1 はじめに

- (1) 福島第一原発事故は周辺住民を被ばくさせた上、多くの避難者を生み、多くの帰還困難者を生じさせていることは、周知の事実であり、福島第一原発事故後約4年が経過した2015年5月現在、福島県災害対策本部の公表した福島県の避難者数は、いまだ11万6284人（県内避難者6万9351人、県外避難者4万6284人）に上っている。

この数字は、福島第一原発事故が、まさしく、重大な人権侵害であることを物語っている。

- (2) 福島第一原発事故前にも、原子炉施設の設置許可においては「災害の防止上支障がないこと」が要件とされてきた（平成24年改正前原子炉等規制法第24条第1項第4号）。

その趣旨について、伊方原発訴訟最高裁判決（最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁）は、「原子炉を設置しようとする者が技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺環境を放射能によって汚染するなど、深刻

な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から十分な審査を行わせることにある」とし、「現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。」と判示した。

この伊方最高裁判決における「具体的審査基準」とは、原子力安全委員会の策定した「安全審査指針類」（以下「旧安全審査指針類」という。）であった。

しかるに、福島第一原発事故は、これらの原子力安全委員会の安全規制に重大な欠陥があったこと、すなわち、具体的審査基準が不合理であったこと、もしくは具体的審査基準に適合するとした判断が誤っていたこと（あるいはその双方）を示したものといえる。

- (3) 福島第一原発事故を受けて、原子炉等規制法は大幅に改正された。ただし、上記原子炉施設の設置許可基準たる「災害の防止上支障がないこと」との要件は、平成24年改正原子炉等規制法にも、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」（平成24年改正原子炉等規制法第43条の3の6第1

項第4号)として、引き継がれている。

これに基づき、原子力規制委員会は、原子力発電所の設置許可(変更)に関し「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」(以下「設置許可基準規則」という。)他の規則及び関連内規等で構成される規制基準(以下「新規制基準」という。)を決定し、2013年7月8日に施行した。

さらに、改正原子炉等規制法には、設置許可基準適合性がバックフィットされる規定(第43条の3の14, 第43条の3の23)が導入され、原子力規制委員会は、事業者から設置許可(変更)申請が出されると、同申請が原子炉等規制法に定められた許可基準に適合しているか否かの安全審査を行うこととされている(これは、「適合性審査」と一般にいわれている。)

しかしながら、そもそも、原子力規制委員会が定めた新規制基準には、「災害の防止上支障がないもの」(原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号)という要件の重要な部分である「離隔」の確保と事故時に周辺住民が安全に避難できる「避難計画」の策定が、要件として定められていない。

このような重要な「離隔要件」「実効性ある避難計画」を設置許可ないし設置変更許可の審査の対象としていない新規制基準は、国民の安全性の確保の観点から、明らかに不合理であるといわざるを得ない。

2 原子炉と周辺住民との離隔要件について

- (1) 旧安全規制下において、立地審査に関する指針(立地審査指針)では、原発に万が一の事故が起きた場合でも、原子炉と周辺住民とを離隔しておくことにより住民の安全を確保する旨の規定を置き、重大事故の場合には原子炉から一定の距離の範囲を非居住区域とし、仮想事

故の場合には非居住区域の外側の一定の範囲を低人口地帯とすることにして、周辺住民の被害を防止することとされていた。

- (2) この立地審査指針について、福島第一原発事故の前は、「立地で規定している『非居住区域』『低人口地帯』の範囲は、わが国の原子力発電所のほとんど全ての場合、原子炉施設の敷地内に包含されている。従って、実質的に、設置許可上必要な原子炉の安全性は、原子炉施設の敷地内で確保されている」（「安全審査指針の体系化について」平成15年2月原子力安全委員会）という、驚くべき解釈で、運用され、上記法体系は両立するものとされていた（訴状183頁～185頁）。
- (3) 福島第一原発事故は、こうした原子力安全委員会の解釈・運用が完全な誤りであったことを明らかにした。

前原子力安全委員会委員長班目春樹氏が国会事故調におけるヒアリングで、「例えば立地指針に書いてあることだと、仮想事故だといいつながら、実は非常に甘々の評価をして、余り出ないような強引な計算をやっているところがございます。」等と述べ、立地指針の適用の誤りを認めている。

また、原子力規制庁の田口課長補佐は、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会（2013年度第2回。）において、「立地審査指針で想定した事故は、格納容器の閉じ込め機能は維持されていることを前提に設計上許容される漏えい率で隙間から放射能が漏れるという計算をしており、相当軽いものを想定していた。また、福島原発事故のように燃料が相当溶けてしまったような事故が起きた時に、敷地の線量を必ず何ミリシーベルト以下に抑えなさいというのは現実的ではない」という趣旨の発言をしている。

すなわち、福島第1原発事故以前には、立地審査指針が恣意的に解釈されね適正に適用されていなかったことは、国もこれを認めている

ところといわねばならない。

さらに、新規制基準では、大規模な自然災害又は故意の大型航空機の衝突その他のテロリズムにより原子力発電所の大規模な損壊が生じる場合もありうるとされている。

これらによれば、立地審査においては、福島第一原発事故以前の「原子炉の安全性は、原子炉施設の敷地内で確保されている」との前提ではなく、福島第一原発事故を踏まえた敷地外への広範囲かつ大量の放射性物質の放出を想定したものでなければならないのは、理の当然である。

- (4) ところが、原子力規制委員会は、旧安全規制における「立地審査指針」を引き継ぐこともなく、しかも、新たな立地審査にかかる規制措置を設けなかった。

そして、原子力規制委員会は、新規制基準による設置（変更）許可の審査においては、従来の立地審査指針の適用をやめてシビアアクシデント対策で代替する方針をとっている。

しかし、立地における安全審査は、万が一であっても過酷事故が起きて周辺に放射線被害が生じうることを前提に、周辺住民の安全を確保するための措置（原子炉施設と周辺住民の「離隔」要件）であるのに対し、シビアアクシデント対策は、過酷事故が起きないようにするための対策であって、シビアアクシデント対策の有効性評価によって立地審査を代替しうるものではない。

原子力発電所の周辺住民の安全を確保するためには、原子力発電所の設置（設置変更）許可の審査において、重大事故が発生した場合等、大規模損壊を想定の上、立地の段階で原子炉と周辺住民とを十分離隔することが確保されていることが必要であり、この「離隔要件」の基準がなく、また、実質的にも審査がなされないままに、設置変更を許

可することは認められない。

3 地域住民の避難等に関する緊急時計画について

- (1) 原子力発電所の周辺住民の安全の確保のために、もう一つの重要な問題は、我が国においては、原子力災害対策に関して、災害対策基本法の下に、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）が定められ、安全規制と原子力災害対策が異なる法体系の下におかれ、原子力発電所の設置許可（変更）申請の審査においては、地域住民の避難等に関する緊急時計画について、原子力規制委員会の審査の対象外となっている。

すなわち、原子力事業者は、原災法第7条第1項に基づき、原子力災害予防対策・緊急事態応急対策・原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な業務について定めた原子力事業者防災業務計画を作成し、内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表することが義務付けられている。

一方、原子力事業者から原子力事業者防災業務計画の届出を受領した内閣総理大臣及び原子力規制委員会においては、「当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でない」と認められない」ことを確認することが必要とされているだけで、緊急時計画の策定は原子力発電所の設置許可（変更）の審査と連動していない。

- 4 世界的にみれば、原子力発電所の設置・運転の許認可の要件のひとつに、立地（サイト）審査、緊急時計画の策定とが求められている。

- (1) 国際的な考え方

世界的には、原子力発電所の設置・運転と緊急時計画（地域避難計画を含む）の策定とは、連携が図られている。

例えば、IAEA（International Atomic Energy Agency・国際原子力機関）の策定する基準の一つである、原子力発電所の安全設計（Safety of Nuclear Power Plants:Design.NS-R-1,SSR-2/1）においては、深層防御（より高い安全性を求めるために、仮にいくつかの安全対策が機能しなくとも、全体として適切に機能するような多層的な防護策を構成すべきという考え方）の第5層として、事故により放出される放射性物質による放射線の影響を緩和することが求められ、そのために十分な装備を備えた緊急時管理センターの整備と原子力発電サイト及びサイト外の緊急事態に対する緊急時計画と緊急時手順の整備が必要とされ、それが実行可能であることが確認されなければならないとされている。

(2) 具体的に述べると、原子炉施設の立地評価（NS-R-3）においては、一般要求の中の、「公衆と緊急時計画の考慮に基づく基準」において4項目が示され、最初の3項目で立地候補地の特性、土地、水の利用、人口分布等の調査を要求している。「人口及び緊急時計画に関する検討により得られる判断基準」として、「申請サイトの周辺地帯は、住民に対する放射線影響の潜在的可能性、及び緊急時計画の実施可能性、およびその実施を妨害する可能性のある外部事象や現象を考慮して、提案された立地地点に対する外部領域を設定しなければならない。」プラント建設前に、「周辺地帯に対する緊急時計画の設定に克服できない困難（障害）が運転開始前にはないことを確認しなければならない」と定められている。

すなわち、IAEA基準では、プラント建設前に、第5層の防護として、事故時の放射性物質による放射線の影響を緩和する緊急時計画

を定めるだけでなく、それが実行可能であることが確認されなければならないとされているのである。

- (3) 米国では、スリーマイル島事故後、NRC (Nuclear Regulatory Commission・原子力規制委員会) の緊急時計画の規則は、公衆の健康と安全を守るための規制体系の重要部分であるとみなされ、深層防護の考え方を進めるためのものとして用いられている。連邦規則 (Title 10 of the Code of federal Regulations) によると、緊急時計画には、施設サイトとその近辺について、次の事項を実施すべきであるとして、① 公衆防護のための活動に重大な障害となる特性 (人口分布、交通路を含む) の調査と評価を行うこと、② 特殊住民群 (例、病院、刑務所、その他) の有無を同定すること、③ サイト周辺域からの脱出障害といった物理的特性を同定すること、④ EPZを含むプルーム被爆EPZのそれぞれのセクターからの避難時間推定 (ETE) を行うこと等が定められている。

また、NRC規則では、全出力運転の認可を出す前に、緊急事態において、公衆の健康と安全を守るための十分な体制を講じることが保証できる所見を求めている (§ 50.47 Emergency Plans)。

緊急時計画は、許認可発給条件のひとつとなっており、建設許可申請時に提出する予備安全解析書 (PSAR) には、予備的な計画が、運転許可申請時に提出する最終安全解析書 (FSAR) には、最終的な計画が必要となる。

NRCは、州と地方政府の策定した緊急時計画の妥当性及び実行可能性、並びに原子力発電施設の許可申請者の策定した原子力発電施設内の緊急時計画の妥当性と実行可能性を判断する。州と地方政府の策定した緊急時計画の妥当性と実行可能性については、NRCはFEMA (Federal Emergency Management Agency・連邦緊急事態管理庁)

が行った評価をもとに判断される。

原子力発電施設内・外の緊急時計画は、NRCの定める基準に適合しなければならないが、その基準として、①原子力発電施設の運転許可を受けた事業者と州・地方政府のそれぞれに緊急時対応の責任が割り当てられていること、②原子力発電所から半径約10マイル（約16キロメートル）のプルーム被ばく経路の緊急時計画区域を定めて、その区域において避難、屋内退避や、避難及び屋内退避を補強するための予防用のヨウ素カリウム剤の使用について計画すること、③原子力発電施設の申請者と許可取得者は推定避難時間を定め、定期的に見直すこと、④原子力発電所から半径約50マイル（約80キロメートル）の食物摂取経路の緊急時計画区域における食物摂取の防護措置を策定すること等が定められている。

なお、許可申請者及び州と地方政府の作成する緊急時計画の統一的な評価基準は、NUREG-0654に示されている。

このように、米国においては、妥当で実行可能な緊急時計画の策定が原子力発電施設の運転許可条件になっており、IAEAの要求する5層目の深層防護が規制基準とされているのである。

実際、米国ニューヨーク州ロングアイランドにあるショーラム原子力発電所について、自治体や住民が同意できる実効性のある緊急時計画を策定できず、最終的には商業運転を行う前に廃炉が決定されたという例もある。

(4) 英国

英国では、1959年に示された原子力施設法(NIA)において、原子力施設の緊急事態に対する準備の重要性がすでに認識されており、その後修正されたNIAで、原子力施設の許認可条件(LC)の中で、緊急時計画を策定することが規定されている。

5 まとめ

福島第一原発事故により、原子力発電所において、過酷事故の発生のあり得ること、さらには、施設外に放射性物質が拡散し、甚大な被害を多くの国民に与えるという重大事故に発展したこと、さらには、福島第一原発事故の被害以上の被害が首都圏にまで及ぶ危険性をはらんでいたことを踏まえれば、本来、新規制基準には、立地についての「離隔要件」と周辺住民の放射性物質による放射能被害を最小限にするための「実効性ある緊急時避難計画」の策定が、許認可の要件とされるべきであり、これを欠いた新規制基準は地域住民の安全を確保するという観点から不合理である。

この「離隔要件」「実効性ある緊急時避難計画」を審査しないまま、原子力規制委員会において島根原発2号機の設置変更許可をすることは到底認められず、また、中国電力の島根原発2号機の運転は決して許されない。

第3 島根原発「避難計画」の不備・実現困難性

1 避難計画についての我が国での位置づけ

(1) 我が国では、「原子力災害対策特別措置法」及び「災害対策基本法」

で、都道府県及び市町村に、「地域防災計画」の策定を求めており、原発事故時の避難計画は、地域防災計画（原子力対策編）の中に含まれている。

また、中央防災会議が政府の防災対策に関する基本的な計画として防災基本計画を作成している。防災基本計画に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は、防災業務計画を、地方公共団体は地域防災計画の作成を義務付けられている。

なお、JCO臨界事故後、原子力災害特別措置法が制定され、同法が、災害対策基本法を補完する関係にある。

(2) 福島第一原子力発電所事故後、原子力規制委員会の設置などの組織変更を受け、原子力防災体制が改定され、一応は、福島第一原子力発電所事故の教訓やIAEAなどの深層防護第5層に対応し、国際的な基準等を取り入れた「原子力災害対策指針」の考え方を反映したものとなったとされている。

避難計画は、地域防災計画の実行計画の一つである。日本では、実効性のある「広域避難計画」の策定が、原子力発電所の設置・運転等の許認可要件となっていないことは、既に述べた。

緊急時の「広域避難計画」の作成は、原発30キロ圏内の自治体に丸投げされ、その実効性をチェックする機関も仕組みもないし、避難させられる住民の意思や意見を反映する仕組みも一切ない。

2 東京電力福島第一原子力発電所事故

2011年3月11日、東京電力福島第一原子力発電所で発生した原発事故は、世界中を震撼させる未曾有の大事故であった。このことによって原発の安全神話は完全に崩壊し、多くの国民に不安を与え、日本政府のこれまでの原発政策に大きな不信を抱かせた。

(1) 避難の問題点

ア この福島第一原発事故発生によって、政府は3月11日、原発から半径3km圏内に避難指示・10km圏内に屋内退避を指示し、その範囲は事故の拡大に伴って段階的に20km圏内の避難指示、30km圏内の屋内退避へと拡大していった。また、福島第一発電所から北西の飯舘村方向に幅20km・長さ50kmの高汚染帯が広がったことから、飯舘村が計画的避難区域に設定された。

イ 3月12日5時に発出された「10km圏避難」指示については、避難完了前に1号機でベントが実施されるなど、周辺住民が避難している最中に事故炉から放射性物質が放出されている。

さらに1号機の水素爆発を受けて同日18時に10km圏内の避難完了を待たずして「20km圏避難」指示が追加されているが、当該追加指示により避難対象は約5万人から18万人に膨れ上がった。

ウ この時、住民の避難に時間が掛かっている間に2号機・3号機で合計4回のベントが実施されている。この結果、多くの住民は避難の最中に被曝を強いられる結果となっている。

エ 飯館村については、3月19日に米国エネルギー省の計測結果で30km圏外の高汚染地域の存在が明らかにされていたが、政府はこの情報公開から33日後の4月22日になって、ようやく飯館村などの30km圏外の高汚染地域を「計画的避難地域」に指定したものであり、住民はこの間、余計な被曝を強いられる結果となった。

オ 「福島県地域防災計画」には当時の住民の避難行動の状況について報告されている。それによれば、川内村へ避難を開始した富岡町の住民は、通常30分程度で行ける距離を3時間以上かかったとされ、双葉町では「普段なら1時間ほどの距離を6時間以上」、大熊町で「普段なら30分ほどの距離を5時間位」などの時間が報告されている（「原発避難計画の検証」上岡直見著P23）。

このように、避難指示を受けた住民が主として自家用車で避難を行った結果、多数の車両が集中し、大渋滞が発生して、通常の走行時間の何倍もの時間がかかったことが様々な報告書で明らかとなっている。

カ 大熊町など一部の地域には避難バスが配車されたが、台数は十分ではなく、まだ寒い時期にもかかわらず屋外に乗車待ちの長い列が発生した。

キ 社会福祉施設や病院の入所者はバスに座って避難することができな

いたため、取り残されることになった。一例をあげると、大熊町の双葉病院から、最後の患者さんが救出されたのは事故発生の5日後である。救出が遅れ、近くの避難所が満杯のため250キロ弱の長距離避難となったことなどから、50人が避難途中で死亡している。

(2) 国会、政府、民間の事故調査委員会が指摘した事項

ア 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下、「国会事故調」という）は、住民の多くが、避難指示が出るまで原発事故を知らなかったこと、避難した約15万人の住民の多くは、正確な情報を知らされることなく、「着の身着のまま」の避難をおこなったこと、被害が拡大していく過程で多くの住民が複数回の避難を強いられたこと、的確な避難指示が行われず、後に高線量であると判明する地域へ知らずに避難した住民がいたこと、上記のごとく、多くの病院患者等の避難に極めて多大な困難があったことを挙げ、避難施策が混乱し、住民に大きな負担を与えたことを、1万余のアンケート調査を踏まえて明らかにしている。

また、住民に避難の判断をゆだねる自主避難は、「国民の生命、身体への安全の確保という国家の責務を放棄したといわざるを得ない」と厳しく非難している。

さらに、原子力防災対策において、複合災害やシビアアクシデントの想定が欠けていた事を問題としており、SPEEDIについては、放射性物質の放出源情報なしに計算した結果には、避難区域の設定の根拠にできる正確性はないとして、「初動の避難指示に活用することは困難であったと」している。

イ 東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会（以下、「政府事故調」という）は、避難先や避難方法の指示もなく、きめ細やかさに欠けた避難指示が次々と拡大したことについて、事故の全体状況が

正確に把握できない状況の中では、やむを得ない面もあるとしつつも、「住民から見れば振り回されたという感情を強く抱く結果となった」と指摘している。また、SPEEDIについては、汚染の相対的な状況を手掛かりとして、避難のタイミングや方向を適切に判断できる可能性はあったとしている。

ウ 福島原発事故独立検証委員会（以下、「民間事故調」という）

民間事故調は、避難区域を4回にわたり広げたことについて、支援や情報が不十分な点もあったとしている。そして、自主避難の指示については、今後出来るだけ避けるべきとしている。また、SPEEDIについては予測結果が官邸トップに上がっていれば、避難指示の一定の判断材料となった可能性があるとしている。

(3) 事故の影響

福島原発事故で、原発は、一度事故を起こせば、一地域にとどまらず、場合によっては、国を崩壊させるリスクがあることが明らかになった。福島原発事故では、農林水産業をはじめ、観光業など様々な分野で影響を受けた。その上に、いわゆる「風評被害」もあり、多大な被害を受けた。事故から4年が経過した今でもなお、約10万人を超える住民が避難生活を余儀なくされている。

3 防災計画、避難計画の基本的問題点

(1) 原子力災害対策指針の問題点

ア 地域防災計画を定める重点地域

原子力災害対策指針は、福島原発事故後に、原子力災害に係る地域防災計画を策定すべき重点地域を、事故前の8kmないし10km（EPZ）から、30km（UPZ）に拡大した。これは、それまでの事故想定が、「炉心が溶融するようなシビア・アクシデントの発生する可能性は極めて少ない」との前提で原発防災計画が

立案されていたためであり、福島原発事故はその前提が、完全な誤りであることを明らかにした。

イ 緊急事態を区分するための判断基準

特に、おおむね半径 5 km 圏の予防的防護措置を準備する区域（P A Z）では、あらかじめ決めた緊急事態区分及び緊急時活動レベル（E A L）で自動的に防護措置を実施されることになっている。E A Lで警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態のいずれかに該当することが判定され、防護措置、すなわち屋内退避や避難をするか否かが決まる仕組みである。

原子力規制委員会が定めた基準では、冷却材の漏えいや震度 6 弱以上の地震は、警戒事態に区分され、この段階では体制整備や情報収集とされ、一般住民が避難するようにはなっていない。

避難指示が出るのは、炉心損傷が始まった全面緊急事態になってからであり、(「予防的防護を準備する区域」と言われているが、) 防護措置は過酷事故に至らないと発動されないことになっている。これでは「予防的」ではなく、手遅れになることが明らかである。

ウ P A Zにおける防護措置の目標

指針では、「P A Zとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のE A Lに応じて、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。」とされている。一方、U P Zについては「確率的影響のリスクを最小限に抑えるため」とされている。つまり、P A Zにおいては、確率的影響のリスクは避けようがなく、大量被曝による最悪の確定的影響だけは回避したいというものだ。防護措置の目標自体が、人

格権を軽視していると断じざるを得ない。

エ 運用上の介入レベル

UPZでは、環境における計測可能な値で表される運用上の介入レベル（OIL）が用いられる。住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準OIL1は、毎時500マイクロシーベルトとされ、この値は平常時の約1万倍に相当し、避難しないでとどまれば、1週間で50ミリシーベルトの被ばくに相当する。地域生産物の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準OIL2は、毎時20マイクロシーベルトを超過したときから概ね1日が経過した時点でも超過していることとされており、これでは、避難中の被ばくは避けることができない。

オ 原子力災害対策指針は、「その結び」にて、「地方公共団体の取り組み状況や防災訓練の結果等を踏まえて継続的な改定を進めていくものである」と明言しており、同指針があくまでも暫定的なもの、言い換えれば、『未完成なもの』であることを自ら明らかにしているのである。

4 島根原発における広域避難計画の問題点

(1) 島根原発の特徴

島根原発は、全国でも例のない原発から10km範囲内に島根県庁・松江市役所・島根県警・オフサイトセンターが位置している特異な原発である。県庁などが屋内退避や避難をしながら、住民を避難させることがいかに困難かは容易に想像できる。

(2) 事故想定

島根県及び鳥取県と30km圏内の6自治体（松江市、出雲市、

安来市，雲南市，境港市，米子市)においては，福島原発事故を受けて2011年5月に「原子力防災連絡会議」を設立し，島根県は2012年11月に「原子力災害広域避難計画」を策定した。鳥取県及び他自治体も同様に「広域避難計画」を策定している。

しかし，そもそも事故時に，最大でどの程度の放射性物質が放出され，どのくらいの時間で拡散するか，どのくらいの期間で，どの範囲で影響が及ぶのか，どの程度の被害が生じるのか。これらのことが明確にならない限り，実効性ある広域避難計画が立案できるはずはない。これらの計画では，そのような前提となる条件は明らかにされていない。

(3) 広域避難計画の検証

30km圏内には，島根県及び隣接する鳥取県の住民，約46万人が暮らしている。作成された「広域避難計画」では，各地域ごとに避難先と避難ルートが示された。島根県では，県内西部に12万5千人，広島県に約16万9千人，岡山県に約10万1千人が避難することになっている。一方，鳥取県では境港市と米子市を対象とする「広域避難計画」が作成され，鳥取市や倉吉市などの鳥取県内東部への避難が示されている。

以下には，これらの「広域避難計画」では，すべての住民が混乱なく避難できる保証がどこにもないことを述べる。

ア 無用な被曝を強いる自家用車による避難

原則バスによる避難が困難であるとされたことから，避難計画は，自家用車を中心とするものに改められている。

自家用車による避難は，福島原発事故で明らかのように，渋滞を引き起こし，余計な被曝を強いるものであり，問題が大きい。

特に，計画では，「5キロから30キロ圏内住民は，5キロ圏

内住民が避難してから順次避難する」と記載されているが、段階的な避難指示が出された福島原発周辺自治体でも、様々な情報源から事故の状況を手に入れ自主避難を始めた住民が多数いたことや、逆に「外へ出るな」「窓は開けるな」という屋内退避の指示に従ったために市の広報車の情報が聞こえなかった等の報告もあり、混乱を極めている（「原発避難計画の検証」上岡直見著 P 24）。

関係住民が、行政の言うとおりに屋内退避の指示に従うことはありえず、住民が我先に逃げれば、大渋滞を引き起こすことは火を見るよりも明らかである。特に島根原発の場合、宍道湖の存在による地理的影響によって、避難路に制約があり、渋滞が発生しやすい。

島根県の計画では、大橋川で南北に分断される地形となっている松江市内での渋滞を回避するため、松江市中心部の4橋（松江大橋、新大橋、宍道湖大橋、くにびき大橋）を極力通さない避難ルートが設定されている。

しかし、この避難ルートの出発点は、それぞれの地域における一時集結所や自宅だ。平日の日中を想定した場合には、それぞれの事業所で勤務中の市民は、まず帰宅を急ぎ、家族と合流することを考えるに違いない。その際、市民は示されたルートを通ることはない。松江市内の大橋川北部で働く市民は島根県の「計画」が示すこのような4橋を通らないルートなど考慮することはない。橋南部で働く市民が同様に橋北部の自宅へ向かう際も同じである。

ちなみに、2006年の豪雨災害時に市内中心部が浸水し、通行可能な橋が1本しかなかった際には、帰宅する車両で渋滞し、

中心部のほとんどが 1 時間余にわたって通行が不可能となってしまった。このような事態は豪雨だけではなく、大量の積雪，そして大地震発生による通行不能となる道路の出現などでも想定されるのである。この経験からすれば，自宅からの避難開始以前に，帰宅を急ぐ市民の車両で市内は大渋滞を引き起こし，パニック状態となることは避けられない。指定された避難経路所までたどり着くのに相当の時間がかかることは避けられない。

イ 避難時間シミュレーションから推測される問題

(ア) 島根県及び鳥取県は三菱重工業(株)に委託し，段階的避難を想定した避難時間についてのシミュレーションを実施している。その詳細解析では，施設敷地緊急事態で P A Z 要援護者への避難を開始する第 1 段階とし，その 1 時間後に全面緊急事態が発生したと仮定し，同圏内一般市民が避難を開始する第 2 段階，さらに P A Z 内一般市民が 1 0 km 圏へ退避したのちに U P Z 内市民が一斉に避難を開始する第 3 段階の避難を想定している。また，この 3 段階目の避難を，P A Z 内一般市民が 1 0 km 圏を退避した後に U P Z の 5 ～ 1 0 km 圏の住民が避難を開始することとし，4 段階目で，3 段階目の住民が 2 0 km 圏を退避した後に U P Z の 1 0 ～ 2 0 km 圏の住民が避難を開始し，5 段階目で 4 段階目の住民が 3 0 km 圏を退避した後に U P Z の 2 0 ～ 3 0 km 圏の住民が避難を開始することとする 5 段階の避難も想定している。鳥取県内は 4 区分され，それぞれの避難開始タイミングは，①島根県内 1 0 km ～ 2 0 km 圏の市民が避難を開始するタイミングで避難する区分，②同様に 2 0 km ～ 3 0 km 圏の市民が避難するタイミングと同じタイミングの区分，③その区分の車両全てが 3 0 km 圏退避後に避難開始する区

分、④③の車両全てが30km圏退避後に避難を開始することとされている。

その結果、冬季に降雪により全車両速度が20%低下すると仮定し、休日の日中に避難を開始する5段階避難を仮定した場合に、30km圏内住民全員が30km圏外へ退避するのに40時間20分かかるとされている。夏季の平日・日中に5段階避難を想定すると34時間35分となり、いづれも早く退避できることになる。30km圏の圏外避難が90%完了するのに27時間50分要する。その一方で、5km圏内住民は3段階避難の方が2時間15分となり、5段階避難に比べてわずかだが35分短縮される結果となっている。(いずれも、段階的避難指示に従わない市民を20%と想定し、鳥取県内を4区分している。)最も時間がかかるのは、冬季に福島第一原発事故における避難指示タイミングを想定した場合だ。全30km圏内住民が30km圏外へ退避できるのは50時間35分となっている。そして、全車両が段階的避難指示に従わなかった場合には、全車両の30km圏外への退避ができるのは44時間10分となっている一方で、5km圏内住民が5km圏外へ退避できるのは17時間45分もかかる結果となっている(原子力発電所事故時の段階的避難を想定した避難時間推計業務報告書)。

この解析結果からは、住民が段階的避難指示に従ったほうが5km圏内の住民の速やかな避難を確保できるということになるが、実際には外出先から自宅までの混乱や自主避難を開始する住民の率を多くとれば、これらのシミュレーション結果はあてにはならない。

(イ) そもそも、施設敷地緊急事態でPAZ要援護者への避難

が開始され、その1時間後に全面緊急事態が発生してからP A Z内一般市民も避難開始となるのである。施設敷地緊急事態とは全交流電源の喪失が5分以上継続したり、原子炉内の水位低下が始まるなどの状態である。全面緊急事態に至っては、炉心溶解を示す放射線量または温度を検知するような状態や敷地境界で5 μ シーベルト/時が10分以上も継続している状態である。

このような状態から避難を開始しても、上記のように最短で2時間15分であり、実際にはもっと長時間かかるとみなければならない実態では、多くの住民は被ばくが避けられない。

(ウ) さらに、このシミュレーションは宍道断層による地震を想定して計画上使用しないとされた4橋のほかに4橋の使用不可、液状化による通行止め2か所が条件として仮定されている。(同報告書P 39, 46) 鳥取県内では、災害によって国道9号線(淀江支所交差点以东)と山陰道の米子東IC以东が使用不可と仮定されている。また冬季使用不可の道路区間が仮定されている(同報告書P 39, 48)。

しかし、島根県は「地震被害想定調査報告書」(平成24年6月)の中で、宍道断層による地震発生による被害を想定している。それによれば、県道5か所で大規模損傷、国道9か所と県道38か所で中規模の損傷が想定されている。その図を見れば、宍道湖周辺道路や鹿島町から松江市内への道路などでも中規模の損傷個所がみられる。(同報告書P 10-5, 10-6) これらの道路は、島根県が示した避難ルートと重なる部分が見受けられるのである(「原子力災害広域避難計画」参考資料-1・P 5~10)。

また、地震が夕方18時に発生した場合を想定すると、29件の出火数となり、焼失棟数は24時間後に1653棟になると予測している。このほか、急傾斜地崩壊による建物の被害を全半壊で596棟、揺れ・液状化による全半壊を11,892棟になると予測している。地滑りの危険度ランクA・B合計が98か所となっている。(同報告書P5-21~5-23, 6-29, 6-41, 7-19, 10-5, 5-11, 5-28, 5-32, 5-36)避難時間シミュレーションの条件には、これらの想定は考慮されていない。「原子力災害広域避難計画」においても、これら自然災害が発生した場合には、とりあえず自然災害から身を守り、避難ルートを確保でき次第に避難を開始する程度の記述しかない。

なお、鳥取県も同様に「地震防災調査研究報告書」(平成17年3月)を公表しており、鳥取県西部地震を想定した場合、境港市一帯は液状化の危険性が高くなり、揺れと液状化で大破・中破の建物が合計2,612棟となっている。当然、火災も多数発生することになる。

実際に地震などが発生し、いたるところで上記のような被害が生じれば、さらに住民の避難は困難となり、長時間にわたる被ばくは避けがたいものとなるのは明白である。

(エ) 高齢者や障がいのある人など要介護者や自家用車を持っていない住民を避難させるためのバスや人員を確保することも至難の業である。ましてや気候条件や複合災害時の避難は、一層の困難を伴うことは、明らかである。避難所に集合した人々を安全に避難させることは到底困難である。

また、バスが動いたとしても運転手の被ばく問題も深刻であ

る。民間人である運転手の被ばく防護ができなければ避難計画は成立しない。

避難時間シミュレーションでは、住民のほとんどが自家用車による避難をすることを想定しているが、同時に在宅の要援護者の半数がバスで避難すると想定し、一時集結所に2台ずつ配車するとバス450台を使用することになるとしている。（「原子力災害時の避難時間推計」島根県原子力防災部 P11）さらに、その条件にはバス1台あたり、定員の半数が乗車（25人／1台）すると仮定している。この必要台数に対して、島根・鳥取の貸切バス536台と乗合バス781台にそれぞれの実働率をかけると貸し切りバス259台、乗合バス147台、その他島根県・4市所有のバス140台を合計して546台となるとしている。つまり、要援護者の避難に必要なバスは十分に間に合うということになっている。

しかし、なぜ対象者の半数がバスで避難すると仮定するのか根拠が不明である。そもそも、島根県は、福島原発事故では2～3割の住民がバスで避難したことから、住民の避難に必要なバスの数を4,800台と推計していた。この必要数に対して、県内で調達可能台数に加えて広島、岡山、山口から協力を得ても2,600台しか調達できないとされていた。（2013年12月3日 中国新聞）しかも、バスの実働率とは平常時に各地で稼働している率であって、これらのバスが召集を受ければ直ちに配車ができるということではない。

この推計は、できもしないことをできるかのように見せかけるための数合わせとしか考えられない。これでは、在宅の要援護者は置き去りにされかねない。

ウ 鳥取県における避難計画の問題点

(ア) 段階的避難の非現実性点

すでに述べたように、避難計画において「段階的避難」という手法が採用されている（「米子市広域住民避難計画」島根原子力発電所事故対応 平成24年度策定 p.9参照）。原発に近い地域から4段階に分けて順番に避難するものである。つまり、住民は、事故が起き避難が必要な事態になっても、より原発に近い地域の住民の避難が終わるまで、避難せず待っている（屋内退避）ということである。災害時においての大原則は「とにかく、何をおいてもまず逃げる」ということである。

この「段階的避難」を前提にした避難計画は、机上の空論であり、全く現実性がない。事実、「米子市民の原発に関する意識調査（調査主体 島根大学法文学部社会学研究室 実施日 2014年2月～3月）」において、この避難計画に関して「島根原発事故時、自分の判断で行動するかも」という問いに対しての回答で「非常にそう思う」「ややそう思う」の合計が55.4%を占める。

「全くそう思わない」「あまりそう思わない」（つまり、段階的避難計画の手法に従う）回答したのは、13.7%に過ぎない。

また、「島根原発事故時、避難は計画通り住む」という問いに対して「全くそう思わない」「あまりそう思わない」と回答したのはわずか2.6%に過ぎない。住民は避難計画の非現実性を肌で感じているのである。

(イ) 風下方向への避難の不条理

鳥取県は東西に長く広がり、島根原発は、その西側である島根県松江市に位置している。

鳥取県において、島根原発の事故時に大きな影響が想定されるの

は、事故で放出された放射性物質が、西風により鳥取県側（東方向に）に飛散してくる場合である。しかるに、鳥取県の避難計画は、避難先等すべて県内で完結することが前提となっている。従って避難先は、すべて東方向となっている。（「米子市広域住民避難計画」島根原子力発電所事故対応 平成24年度策定 p15参照）。つまり、風下（放射性物質が飛散する方向）に避難するわけである。原発事故時において、放射性物質の影響を避けるためには風向に対して垂直方向に避難することは鉄則である。

この計画は、避難先等を確保・調整がやりやすいという行政側の都合により住民は、風下に避難することを強いられる。また、原発から30キロメートルを超える地域にもその影響が及ぶことが想定されることは、東京電力福島第一原発の事故の現状を見れば明らかである。

エ 極めて困難な災害弱者の安全な避難及び避難生活

これら災害弱者と言われる高齢者や障がい者、そして入院患者等については、福島原発事故においても、双葉病院の例のようにその避難は困難を極め、とりわけ高齢障がい者の死亡率は一般の人の2倍近い高いものだった（障がいを持つ人の防災提言集P21）。

施設に外部からの放射性物質侵入を防ぐ設備が設置され、避難先が決まるまで施設内での屋内退避が行われることになっている。病院はあらかじめ受け入れ先となる病院が選定されているが、実際にはどのような患者を何人、どの病院が受け入れ可能なのかは、その時点でなければ把握も調整もできない。また、福祉車両やストレッチャーでの移動が必要となれば、そういった車両の絶対数が不足しているため、相当な時間がかかることは避けられな

いと考える。福祉施設に関しても移動のための車両が不足しているのは同様である。

避難開始に相当な時間を要することが想定される場合、これら病院の患者や施設入居者及び職員にとって、その場に閉じ込められることになる。高濃度に放射性物質で汚染された環境の中を、生命維持に必要な物資を搬入する支援機関職員にとっても被ばくを強要されることになる。それら病院や施設にとって、緊急事態だからといって若い職員に出勤を要請することもはばかれるのである。

また、広域福祉避難所への避難とされているが、あくまで車いす対応のトイレや冷暖房が整った施設であり、介護に必要な設備が完備されているわけではない。

しかも、特異な声や行動、ふるまいから集団生活が困難な重度の発達障がい児・者、集団生活から受けるストレスに耐えられない精神障がい者、そういった障がい児・者を抱える家族にとっては、「広域福祉避難所」での避難生活自体が不可能に近いものである。実際に、福島原発事故においても、2割もの障がい者が避難しなかったりできなかった実態が報告されている（障がいを持つ人の防災提言集 P 22）。

現在の「広域避難計画」には、このような問題に対する具体的な対策が欠けており、これらの人々の命と健康がないがしろにされることになる。

(4) 汚染を拡大させる規制庁による手抜きスクリーニング指示

住民が広域避難を行う際に、おおむね 30 km を超えた地点において、避難車両と住民の放射性物質による汚染状態を調べ、汚染さ

れている場合には除染を行うことになっている（原子力災害対策指針）。

ところが、福島原発事故を受けて避難を要する範囲が 30 km 圏内に拡大したことにより避難車両や住民の数も大規模なものとなっている。避難時間シミュレーションでみたとおりに、その避難時間は相当に長時間を要することは明らかである。このことから、避難途中で全避難車両や住民のスクリーニングを行っていたら、もっと時間がかかることが明白となった。

そこで、規制委員会は 2014 年 5 月 9 日付でスクリーニングに関して「原子力災害時に避難する住民等のために地方公共団体が行う汚染検査・除染について」と題する通知を出している。仮に車両に O I L 4 超の汚染が検出された場合でも、乗員代表者に同レベルの汚染が検出されなければ、乗員全員も同様とみなすことになっている。

O I L 4 超とは、ベータ線で 40000 c p m（1 分間に 40000 個の放射線を検出）の放射線を検出することであり、表面の汚染密度で 120 B q / c m² に相当する（産業技術総合研究所・換算表参考）。この基準値は、小児の甲状腺等価線量 300 m S v に相当し、I A E A の安定ヨウ素剤服用基準の 6 倍となる（原子力安全委員会・スクリーニングに関する提言）。また、「放射線管理区域の外に物を持ち出す基準（a 線以外）」4 B q / c m² の 30 倍である。

つまり、多くの住民がスクリーニングしても「汚染なし」とされ、自らが放射性物質で汚染され、高い放射線を放ち続けていることすら知らずに避難先へと向かうことが考えられる。この中には子どもたちも含まれる。

これでは、住民の被ばくを放置することになり、避難先への汚染

の拡大にもなるもので、到底許されるものではない。

(5) 避難先指定の違法性

避難計画においては、避難経由所や避難先施設が定められている。これら施設については、災害対策基本法施行令で「人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域内にあるものであること」とされ、原子力災害対策特別措置法においてもこれら規定を一部読み替えて適用することと明記している。

ところが、現行計画では、土砂災害危険区域や津波の危険地域に立地する施設が多数指定されており、法的な要件すら満たしていない。

中国地方反原発反火電等住民運動市民運動連絡会議（事務局団体原発はごめんだ広島市民の会）では、2015年1月に広島・岡山両県において島根原発事故時における避難民受け入れの態勢に関して対象となる自治体へアンケート調査を行っている。回答は両県で49自治体中34の自治体が回答している。

その結果、避難所が警戒区域や特別警戒区域に指定されている避難所があると回答した自治体は、岡山県内では岡山市・総社市・井原市・高梁市・真庭市・美作市・吉備中央町・鏡野町の8市町村となった。広島県内では広島市・呉市・尾道市の3市となっている。回答した自治体のおよそ32%である。

これでは、避難住民の安全すら守られる保証がない。

(6) 30キロ圏外の対策

当然のことながら30kmの範囲を超える自治体についても、被害が全くないということとはできない。いったん事故が起きれば、自治体境界は全く意味を持たない。ところが、原子力災害対策指針は、30キロ圏外に対して追加的な準備は必要ないとしており、島根県

においても防災計画が立てられていない。

しかし、福島原発から北東へ30 kmから50 kmの範囲に位置する飯館蔵では高濃度に汚染され、計画的避難区域に設定されている。また、事故当時、当時の原子力委員長の近藤俊介氏は、福島第一原発4号機の使用済み燃料プールで冷却水が失われ、燃料の溶融が食い止められなければ、東京まで含めて半径170 km内の住民の避難が必要との最悪シナリオを作り、政府に示していた（福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描）。

こういった福島原発事故の経験を見れば、30 km圏内の住民と30 km圏外の住民を区別して、安全かつ迅速に避難させることができないことは明らかである。福島原発事故を教訓とするなら、「避難計画」を策定する際には、最大規模の過酷事故を想定するべきである。

(7) 安全協定の問題

原発の稼働条件として原発から30 km範囲にある自治体には、「避難計画」の策定が義務付けられることになった。しかし一方、このように当該自治体は、住民を安全に避難させる責任を負わされたにも拘わらず、国や電力会社に対して、建設や運転に関する同意を求める権限は認められていない。

立地自治体である松江市を除く関係自治体（原発から30 km範囲にある周辺自治体）は、中国電力に対して、立地自治体並みの安全協定の締結を強く求めている。これに対して、中国電力は、頑なに協定を結ぶことを拒否している。

一般の自然災害とは異なり、原因者が明らかである原子力災害では、「避難計画」に関して、本来ならば、原発を建設・運転する事業者も一定の責任を果たすべきである。実効性ある「避難計画」の

策定ができるか否かの検証もせずに、はじめに原発の運転再開ありきの姿勢で、原発の運転再開を強行する国の姿勢は、許されるものではない。

第4 結論

住民を守るためには、「安全規制と防災対策の連携が必要であり」（国会事故調）、「原子力規制委員会の規制基準において、防災対策に取り組むことが不可欠である」（政府における有識者懇談会）というのは、きわめて重要な視点である。新規制基準を満たすだけでは、住民の安全は確保できないのである。

原発の運転・稼働に際して、何よりも住民の安全が確保されることが大前提である。事故を未然に防ぐことが何よりも大事であることは、勿論であるが、それだけでは足りず、万が一、事故が発生した時の被害の甚大さ・悲惨さを現実のものとして直視すれば、その影響を最大限低減するための実効性ある計画が不可欠である。

島根原発の「広域避難計画」は、現時点において、住民が被曝することなく安全に避難・残留できるだけの具体的な仕組みはなく、このまま、仮に万が一の事故が発生したならば、福島原発事故時のように避難過程やその後の避難生活において介護状態の進行、病気の発症・悪化、障がいの状態悪化などの健康を害したり、死傷者が発生することが予測される。そもそも、「避難計画」の検証を行った結果は、住民の安全を完全に守る「計画」を策定することは不可能だという結論に達する。

本件原発の運転・稼働が、住民の人格権を侵害することは明らかである。

規制委員会が避難計画についての審査をしない以上、裁判所が、住

民の生命，健康，財産という憲法に保障された最も根源的な基本的人権を守るために，避難計画の実効性・現実性について具体的に検討し、その実効性が認められない本件原発については、勇気をもって、運転の差し止めを認めることが求められている。